

**新潟市海辺の森
指定管理者募集要項**

**令和6年8月
新潟市北区産業振興課**

～ 目 次 ～

	ページ
1 施設の概要	1
2 施設管理に関する条例等	1
3 業務内容（詳細は業務仕様書参照）	1
4 指定予定期間	1
5 指定管理料（委託料）の取扱い	2
6 自主事業の取扱い	2
7 申請資格	2
8 提出書類	3
9 評価項目（選定基準）	4
10 募集等のスケジュール	6
11 選定方法	7
12 協定の締結	7
13 賠償責任と保険加入	9
14 リスクへの対応	9
15 災害発生時の対応	9
16 モニタリング	9
17 遵守すべき関係法令等	9
18 再委託先の労働条件の把握	10
19 業務引継ぎ	10
20 職員通勤用に敷地内駐車場を利用する場合	10
21 その他	10
22 注意事項	10

新潟市海辺の森指定管理者募集要項

1 施設の概要

名 称： 新潟市海辺の森
所在地： 新潟市北区島見町1-135
敷地面積： 1,196,872 m²
設置年： 平成10年
施設内容： キャンプ場、展望塔、東屋、遊歩道、管理車道 他
利用者状況等： 資料1参照

2 施設管理に関する条例等

新潟市海辺の森条例（以下、「条例」という。）
新潟市海辺の森条例施行規則（以下、「規則」という。）

3 業務内容（詳細は業務仕様書参照）

- (1) 施設の運営に関する業務
 - ① 海辺の森に関する利用料金の設定に関する業務
 - ② 海辺の森に関する利用の許可に関する業務
 - ③ 海辺の森に関する許可の取消しに関する業務
 - ④ その他、施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
 - ① 海辺の森の施設管理業務
 - ② 海辺の森の設備管理業務
 - ③ 海辺の森の樹木等管理業務
- (3) 森林保全活動等の業務
 - ① 森林保全活動の支援業務
 - ② 野外活動の支援業務
- (4) その他の業務
 - ① 事業計画書及び収支予算書の作成
 - ② 事業報告書の作成
 - ③ 防災・危機管理等に関する業務
 - ④ 自主事業の提案及び実施
 - ⑤ 関係機関との連携・協力
 - ⑥ 引継ぎ業務
 - ⑦ その他日常業務の調整

4 指定予定期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日（期間：2年間）

5 指定管理料（委託料）の取扱い

当該施設では利用料金制を導入するため、指定管理者は、市が支払う当該施設の運営管理事業に要する経費のほか、条例及び規則に定める利用者が支払う施設の利用料金や、指定管理者自らが企画・実施する事業（自主事業）の収入を自らの収入とすることができます。

(1) 指定管理料

指定期間全体の指定管理料の上限は18,800千円とします。

応募にあたっては、上限額以内で各年度の収支計画書にて指定管理料を提示してください。

なお、市が支払う指定管理料については、応募時の収支計画書に提示されている額ではなく、各年度の提示額を上限として、毎年度、市と指定管理者との協議の上、別途、協定で定めることとします。

また、提示される指定管理料の額は、各年度に必要な経費に対応した提示額としてください。

賃金水準の変動への対応については、提案された人件費のうち、給与等賃金水準の変動により影響を受ける人件費を、賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映します。（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」と言います。）

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、「賃金水準スライド対象人件費提案書」に記載してください。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライド方式導入要領」を参照してください。

(2) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。

なお、支払い時期や方法は協定で定めます。

(3) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

(4) 市が支払う経費に含まれるもの

- ① 人件費（退職給与引当金含む）
- ② 管理費（光熱水費、保守管理費等、修繕費…等）
- ③ 事務費（消耗品費、印刷製本費、通信費…等）
- ④ 事業費（3（3）に記載の森林保全活動等の業務に要する経費）

(5) 指定管理業務会計の収入として見込まれるもの

- ① 指定管理料
- ② 利用料金収入

利用料金収入から必要経費を差し引いた残りの額が当初の収支計画を超えた場合、その収支計画を超えた額の一部を市に納入していただく場合があります。

- ③ 指定管理者独自の申請による補助金・助成金、その他の外部資金

(6) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者は、利用料金の収受に際し、利用者（課税事業者）からの求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付し、その写しを保存する必要がありますので、指定期間開始までの間に適格請求書発行事業者の登録を受けてください。

6 自主事業の取扱い

指定管理者は、指定管理業務の範囲外で指定管理者の責任及び費用負担で海辺の森を活用し自主事業を実施することができます。

自主事業に係る収支は指定管理者に帰属するため、指定管理業務とは経理を分けて管理し、実施状況及び収支結果は市へ報告してください。

7 申請資格

法人その他の団体が応募できます。個人は、応募することができません。

また、次の各号に該当する団体は、応募することができません。併せて、候補者に選定され、議会の指定を受けるまでの期間において次の各号に該当する場合も、本件応募への参加資格を失います。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定により、新潟市の一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (2) 地方自治法第244条の2第11項（昭和22年法律第67号）の規定により、過去に本市又は他の地方公共団体から指定を取り消されてから2年を経過しないもの。
 なお、令和6年6月1日以前に地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消されている場合は、当該取り消しから5年を経過しない団体。
 また、令和6年6月1日以降に地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から複数回指定を取り消されている場合は、最後に指定を取り消されてから5年を経過しない団体
- (3) 国・新潟県・新潟市に納めるべき税金等を滞納しているもの
- (4) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しないもの
- (5) 指定管理者申請者評価会議の委員が、当該団体の役員等をしているもの
- (6) 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当するもの
- (7) 団体及びその役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ）が、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (9) 役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

グループ（共同事業体）での応募について

- (1) グループで応募する場合は、グループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。
- (2) グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできません。
- (3) 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。
- (4) 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。
- (5) 本市及び利用者等に対する責任については、グループ全ての参加団体が負います。

8 提出書類

次の書類を各11部（原本1部・コピー10部）提出してください。

① 指定申請書（新潟市海辺の森条例施行規則別紙様式第18号）	様式1
② 欠格要件に該当しない旨の誓約書	様式2
③ 法人等の概要	様式3

④ 役員名簿 (名簿は暴力団排除の観点から新潟県警察本部へ照会します)	様式 4
⑤ 事業計画書	様式 5
⑥ 当該施設の管理に関する収支計画書、収支計画書積算内訳書	様式 6
⑦ 事業計画書・収支計画書 概要版 (議会説明用・公表情報) ※各々の書類の概要版を、公表できる内容で作成してください。傍聴者への配布や、議会での説明用資料等に使用します。	様式 7
⑧ 類似施設の管理業務実績	様式 8
⑨ 労働実態審査チェックシート	様式 9
⑩ 定款、寄附行為、規約等 (法人以外の団体にあつては、これらに類する書類)	任意様式 ・グループでの 応募の場合、代 表団体及び構成 団体各々で提出
⑪ 団体等の設立趣旨、概要がわかる書類 (パンフレット等)	
⑫ 当該団体の事業計画書、収支予算書 (指定申請書提出日の属する事業年度のもの)	
⑬ 当該団体の事業報告書、収支決算書 (貸借対照表、損益計算書等で指定申請書提出日の属する事業年度の 前事業年度のもの)	
⑭ 共同事業体協定書、代表団体への委任状 (※共同事業体の申請がある場合)	任意様式
⑮ 公開プレゼンテーション用資料	
⑯ 登記簿謄本 (法人以外の場合はこれに類するもの)	各種証明書 ・グループでの 応募の場合、代 表団体及び構成 団体各々で提出
⑰ 国・新潟県・新潟市へ納めるべき税等の未納がないことを証明する 書類	
⑱ 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等であること の確認書	様式 1 3
⑲ 賃金スライド対象人権費提案書	様式 1 4

9 評価項目 (選定基準)

(1) 提案内容による評価項目と配点は次のとおりです。

※従事者の雇用・労働条件、賃金水準スライドの反映方法、地域経済振興及び雇用確保の取組みの3項目については必須項目であり、配点の割合も固定とします。

選定基準	評価項目	配点
施設の平等利用の確保	経営理念・経営方針	5
	施設の管理方法	10
施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られる	新潟市の施策に対する理解	5
	予算の範囲内での適正な執行	5
	森林保全活動等への取組み	5
	事業計画の具体性・実現性	5

	要望や苦情への対応	5
	管理経費削減の具体的な取組み	5
	自主事業の提案内容	5
事業計画に沿った管理を安定して行う能力	従事者の雇用・労働条件	7
	賃金水準スライドの反映方法	3
	人材育成・業務改善の取組み	5
	安全確保・災害時の対応	5
	環境保護の取組み	5
	社会貢献活動の取組み	5
	ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組み	5
	関係法令の遵守・個人情報保護の取組み	5
	地域経済振興及び雇用確保の取組み	10

(2) 提案内容の主な評価項目

【施設の平等利用の確保】

① 経営理念・経営方針

経営理念・経営方針が公の施設の管理運営にふさわしいか。

経営理念・経営方針が海辺の森の管理運営に関する基本方針に合致するか。

② 施設の管理方法

施設の管理運営が適正かつ的確に行われ、利用者の平等利用が確保される提案となっているか。

【施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られるか】

① 新潟市の施策に対する理解等

市の施策を理解し、施設の機能を十分に活用した海辺の森に関するさまざまな事業の展開が図られるか。

事業計画が具体的かつ実現可能な内容か。

② 予算の範囲内での適正な執行

管理経費削減の取組みが具体的に提案されており、実現可能と見込めるか。

③ 森林保全活動等への取組み

海辺の森における森林保全活動、利用者の野外活動支援にどのように取り組むか。

④ 管理経費削減の具体的取組み

管理経費削減に向けてどのように取り組むか。

⑤ 自主事業の提案内容

海辺の森の目的・性格を考慮して、利用者の利便や増加を図るための自主事業提案がなされているか。

【事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しているか】

① 従事者の雇用・労働条件等

施設の管理運営に必要な人材・人数が適正に見込まれ、労働関係法令等に抵触することのない雇用・労働条件となっているか。

職員の人材育成や業務改善の取組みが、施設運営の向上に寄与するものか。

② 賃金水準スライドの反映方法

賃金水準スライドにより算出された見直し額について、どのように施設従業員に還元していくか。

- ③ 安全確保・災害時の対応
利用者及び近隣住民の安全確保と、災害時等の対応について具体的に提案されているか。
- ④ 社会貢献活動の取組み
地域活動への参加など社会貢献活動の推進に取り組んでいるか。
- ⑤ 環境保護の取組み
森林保全、環境教育、ゴミ減量化、リサイクル、省エネ等への取組みが図られているか。
- ⑥ ワーク・ライフ・バランスを推進する取組み
男女が共に働きやすい職場環境づくりや女性の登用などワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組んでいるか。
- ⑦ 地域経済振興及び雇用確保の取組み
新潟市民の雇用確保にどのように取り組むか、再委託や物品調達において、市内の中小企業者への発注・活用にどのように取り組むか。

(3) 提案内容によらない評価項目

市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者及びそれに準ずる法人・団体に対し、提案内容による評価とは別に5点の加点を行います。共同事業体の場合は、市内中小企業者等が代表である共同事業体の場合は5点、代表ではなく構成員に市内中小企業者等が含まれる場合は3点の加点を行います。

10 募集等のスケジュール

募集及び選定のスケジュールは以下を予定しています。

項 目	時 期
① 募集要項の公表	令和6年8月4日(日) 予定
② 現地説明会参加申込書の受付	令和6年8月20日(火) 午後5時まで
③ 現地説明会の開催	令和6年8月22日(木) 午前9時30分
④ 募集に関する質問書の受付	令和6年8月22日(木) から 令和6年8月29日(木) まで
⑤ 質問に対する回答	令和6年9月6日(金) 予定
⑥ 提案書の受付	令和6年9月13日(金) 午後5時まで
⑦ 評価会議の開催(プレゼンテーション、ヒアリング、審査)	令和6年10月中旬予定
⑧ 選定結果の通知、公表	令和6年10月下旬予定
⑨ 指定管理者の指定	令和6年12月議会
⑩ 指定管理者との協定書協議	令和7年1月予定
⑪ 指定管理業務の開始	令和7年4月1日(火)

(1) 募集要項の公表

- ① 公表： 令和6年8月4日(日) 予定
- ② 方法： 市ホームページで公表します。
なお、募集要項等は、市ホームページからのダウンロードによる配布のみとします。冊子による配布は行いません。

(2) 現地説明会の開催

現地説明会への参加は応募の条件となります。

- ① 日 時： 令和6年8月22日(木) 午前9時30分
- ② 会 場： 新潟市海辺の森キャンプ場内 つどい棟「つどいのホール」
- ③ 参加人数： 1団体につき2人以内
- ④ 参加申込： 現地説明会参加申込書(様式10)を電子メールで送付してくだ

さい。

- ⑤ 申込期限： 令和6年8月20日（火）午後5時まで
- (3) 募集要項に関する質問の受付
受付期間： 令和6年8月22日（木）～8月29日（木）午後5時まで
受付方法： 質問書（様式11）を、電子メールで送付してください。
- (4) 募集要項に関する質問の回答
募集要項に関する質問と回答について、令和6年9月6日（金）を目途にホームページへ掲載します。
- (5) 提案書の受付
受付期限： 令和6年9月13日（金）午後5時まで
提出方法： 持参、郵送のいずれかで提出してください。
提出先： 新潟市北区産業振興課
- (6) 評価会議の開催（プレゼンテーション、ヒアリング、審査）の開催
- ① 申請者によるプレゼンテーション
- ② 評価会議委員による意見交換及び評価項目に対する採点
※開催日時及び開催場所は、後日、申請書類を受付した応募者に連絡します。
※評価会議は原則公開とします。ただし、申し出た内容により非公開とする場合もあります。非公開を希望する場合は、申請時まで申し出てください。
- (7) 指定管理者候補者順位の通知及び指定管理者候補者の選定結果公表
指定管理者候補者順位は、申請書類を受付した応募者に対して速やかに通知します。また、指定管理者候補者を選定した後、指定管理者候補者の選定結果はホームページへの掲載等により公表します。
- (8) 指定管理者の指定
議会の議決後、指定管理者として指定します。
なお、否決された場合は、指定できません。
- (9) 指定管理者との協定締結
市と指定管理者との間で協定を締結します。

1.1 選定方法

- (1) 応募書類の確認
応募者から提出された申請書類について、市で確認します。
- (2) 選定方法
外部の有識者による評価会議を開催し、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーション終了後、評価会議において9で示した評価項目に基づき評価します。評価会議による評価及び意見聴取を基に、市として指定管理者の候補者を選定します。

1.2 協定の締結

- (1) 基本的な考え方
議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するとともに、協定を締結します。
なお、協定書の発効は令和7年4月1日とします。
- (2) 協定内容
【基本協定】
- ・目的
 - ・管理の基本方針
 - ・用語の定義
 - ・対象施設

- ・指定期間及び事業年度（又は協定期間）
- ・管理業務の範囲
- ・市が行う業務の範囲
- ・管理業務の実施
- ・再委託の禁止
- ・権利・義務譲渡の禁止
- ・管理施設の改修等
- ・緊急時の対応
- ・文書管理
- ・情報管理
- ・情報公開
- ・事業計画書
- ・事業遂行の記録
- ・利用者アンケートの実施
- ・事業報告書
- ・業務実施状況の確認
- ・業務の改善勧告
- ・指定の取り消し
- ・指定管理料の支払い
- ・利用料金収入の取り扱い
- ・利用料金の決定
- ・損害賠償等
- ・第三者への賠償
- ・保険
- ・リスク分担
- ・不可抗力発生時の対応等
- ・公の施設の災害時の利用
- ・暴力団等の排除
- ・障がい等を理由とする差別の禁止
- ・業務の引継ぎ等
- ・原状復帰義務
- ・備品
- ・消耗品
- ・備品等の扱い
- ・請求、通知等
- ・協定の変更
- ・本業務の範囲外の業務
- ・解釈（協定書の解釈に関する規定）
- ・疑義についての協議（一般的な規定として、疑義について規定）
- ・裁判管轄

【年度協定】

- ・目的（協定の目的を明記）
- ・令和7年度の業務内容
- ・令和7年度の指定管理料
- ・支払いの留保
- ・支払いの特例
- ・疑義等の決定（規定以外の事項については、基本協定の規定による。）

1.3 賠償責任と保険加入

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、原則として指定管理者は、施設利用者等の身体・財物に対する損害賠償責任保険へ加入してください。

1.4 リスクへの対応

指定期間内における主なリスク負担については、業務仕様書別表1の負担区分によるものとし、それ以外のリスク負担については、別途協議を行い決定します。

1.5 災害発生時の対応

施設において、緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先とし、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等の対応を行ってください。

また、公の施設は災害発生時において、避難所やボランティア活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応も含め対応を求める可能性があります。

なお、避難所等の開設に伴う費用負担は、別途協議します。

1.6 モニタリング

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告（月次、年間等）を作成し、市に提出します。書式は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。

(2) アンケート等の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について月次及び年間の事業報告の際に市に報告し、合わせて施設内に掲示するものとします。

また、苦情については、月次の事業報告とは別に、遅滞なく所管課へ報告するものとします。

(3) 市が行うモニタリングに関する事項（目標管理型評価書等）

市は、指定期間中に、業務内容、成果を把握し、市民サービスの向上に努めるため、指定管理業務について、目標管理型評価書によるモニタリングを行います。評価項目・評価指標は、業務仕様書別紙2のとおりですが、指定後、協議により、毎年度の評価項目と評価指標を協定締結の際に定めます。

なお、業務遂行状況の確認と評価の実施後、指定管理者の業務が業務仕様書等に定められた基準を満たしていないと判断した場合、市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう、通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

また、雇用・労働条件については、従事者の労働意欲に影響を与え、市民サービスの低下につながる事も懸念されることから、労働実態モニタリングを実施し、実態を把握します。指定管理者は適正な労働環境が維持できるよう努めるものとします。

1.7 遵守すべき関係法令等

労働基準法（昭和22年法律第49号）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

(平成27年新潟市条例第49号)
森林法(昭和26年法律第249号)
※業務の実施において遵守すべき関係法令等については業務仕様書参照

18 再委託先の労働条件の把握

指定管理業務のうち、市の承認を得て労働集約的業務(清掃や人的警備など、人による労働が中心となる業務)を第三者に再委託する場合は、再委託先から従事者配置計画や賃金支払い予定額を提出してもらい、再委託先においても労働や雇用条件が適切なものとなるよう確認してください。

なお、再々委託は禁止です。

19 業務引継ぎ

現指定期間の終了の日までに、現指定管理者が作成する業務引継書等により業務の引継ぎを行います。引継ぎに際しては、市が立ち会い、引継ぎの完了を示す書面を取り交わします。引継日は、市が現指定管理者と調整し、別途連絡します。

なお、指定期間終了時には、次期指定管理者に対して、円滑かつ支障なく、海辺の森業務を遂行できるよう、同様に業務の引継ぎを行うものとします。

20 職員通勤用に敷地内駐車場を利用する場合

指定管理業務に従事する者に、近隣に駐車場が無いなど施設敷地内の駐車場をやむを得ず利用させる場合は、行政財産使用許可の手続きを指定管理者が行う必要があります。施設敷地内の駐車場を利用する場合は、その旨申し出てください。

なお、行政財産使用許可に伴う使用料は指定管理者負担とします。

21 その他

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

22 注意事項

- (1) 応募者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- (2) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容を変更することはできません。(軽微なものを除く。)
- (4) 応募者は、評価会議委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。
- (5) 応募者一団体につき、提案は一案とします。
- (6) 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (7) 応募書類は、情報公開請求対象文書となります。
- (8) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (9) 応募者の提出する書類の著作権は、応募者に帰属します。本市は応募者の提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。
- (10) 応募書類の内容については、必要に応じ関係機関へ照会する場合があります。
- (11) 選定結果の公表に際して、応募者名及び採点結果を公表します。
- (12) 書類提出後に応募を辞退する場合は、海辺の森指定管理者応募辞退届(様式12)を提出してください。

- 資料1 利用者状況等
- 資料2 新潟市海辺の森条例
- 資料3 新潟市海辺の森条例施行規則

連 絡 先

新潟市北区産業振興課

(担当：農村整備グループ)

〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号

T E L : 025-387-1385

F A X : 025-384-6712

E-mail : sangyo.n@city.niigata.lg.jp

U R L : <http://www.city.niigata.jp>

利用者状況等(海辺の森キャンプ場の過去4年の推移)

R2 月別利用者数と使用料

		総合計(人)	新潟県外(人)	新潟市以外(県内)(人)	新潟市(人)	使用料(円)
合計	子供	1,010	183	143	684	1,774,600
	大人	2,934	570	415	1,949	
	合計	3,944	753	558	2,633	
4月	子供	0	0	0	0	0
	大人	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	
5月	子供	37	0	7	30	32,800
	大人	136	0	11	125	
	合計	173	0	18	155	
6月	子供	72	2	17	53	119,900
	大人	229	17	41	171	
	合計	301	19	58	224	
7月	子供	171	36	29	106	217,200
	大人	382	71	62	249	
	合計	553	107	91	355	
8月	子供	352	127	39	186	639,800
	大人	944	304	106	534	
	合計	1,296	431	145	720	
9月	子供	136	12	28	96	382,600
	大人	598	120	99	379	
	合計	734	132	127	475	
10月	子供	242	6	23	213	382,300
	大人	645	58	96	491	
	合計	887	64	119	704	

※5/16営業開始

R3 月別利用者数と使用料

		総合計(人)	新潟県外(人)	新潟市以外(県内)(人)	新潟市(人)	使用料(円)
合計	子供	1,534	254	217	1,063	2,557,300
	大人	3,648	602	591	2,455	
	合計	5,182	856	808	3,518	
4月	子供	7	0	0	7	30,300
	大人	48	6	3	39	
	合計	55	6	3	46	
5月	子供	357	23	34	300	504,300
	大人	770	88	106	576	
	合計	1,127	111	140	876	
6月	子供	208	10	47	151	404,900
	大人	49	49	124	457	
	合計	257	59	171	608	
7月	子供	71	71	74	219	529,600
	大人	161	161	136	441	
	合計	232	232	210	660	
8月	子供	255	138	21	96	325,600
	大人	499	222	79	198	
	合計	754	360	100	294	
9月	子供	1	1	15	110	207,600
	大人	15	15	50	258	
	合計	16	16	65	368	
10月	子供	11	11	26	180	555,000
	大人	61	61	93	486	
	合計	72	72	119	666	

※4/29営業開始

R4 月別利用者数と使用料

		総合計(人)	新潟県外(人)	新潟市以外(県内)(人)	新潟市(人)	使用料(円)
合計	子供	1,870	355	243	1,272	3,243,600
	大人	4,611	1,108	583	2,920	
	合計	6,481	1,463	826	4,192	
4月	子供	55	19	9	27	84,200
	大人	113	49	11	53	
	合計	168	68	20	80	
5月	子供	322	29	43	250	563,100
	大人	882	137	153	592	
	合計	1,204	166	196	842	
6月	子供	221	14	37	170	398,500
	大人	554	62	88	404	
	合計	775	76	125	574	
7月	子供	361	82	53	226	563,400
	大人	766	188	105	473	
	合計	1,127	270	158	699	
8月	子供	356	148	18	190	680,700
	大人	863	375	49	439	
	合計	1,219	523	67	629	
9月	子供	273	42	56	175	506,000
	大人	722	140	112	470	
	合計	995	182	168	645	
10月	子供	282	21	27	234	447,700
	大人	711	157	65	489	
	合計	993	178	92	723	

※4/29営業開始

R5 月別利用者数と使用料

		総合計(人)	新潟県外(人)	新潟市以外(県内)(人)	新潟市(人)	使用料(円)
合計	子供	2,086	450	272	1,364	3,944,950
	大人	5,641	1,179	703	3,759	
	合計	7,727	1,629	975	5,123	
4月	子供	62	2	5	55	103,200
	大人	150	20	16	114	
	合計	212	22	21	169	
5月	子供	322	50	76	196	628,000
	大人	1,018	191	186	641	
	合計	1,340	241	262	837	
6月	子供	216	11	32	173	440,500
	大人	741	65	100	576	
	合計	957	76	132	749	
7月	子供	324	96	47	181	588,600
	大人	749	154	103	492	
	合計	1,073	250	150	673	
8月	子供	473	261	81	131	966,000
	大人	1,110	539	95	476	
	合計	1,583	800	176	607	
9月	子供	291	19	16	256	766,250
	大人	1,016	138	78	800	
	合計	1,307	157	94	1,056	
10月	子供	141	11	15	115	395,800
	大人	503	72	125	306	
	合計	644	83	140	421	
11~翌3月	子供	257	0	0	257	56,600
	大人	354	0	0	354	
	合計	611	0	0	611	

※4/29営業開始(4/16~土日テスト営業)
 ※11月600名のイベント利用、1月2名と3月9名のモニター利用を含む

○新潟市海辺の森条例

平成10年3月26日条例第1号

改正 平成17年7月1日条例第62号

平成18年12月21日条例第71号

平成19年3月26日条例第45号

令和6年7月8日条例第31号

(設置)

第1条 保安林の樹林環境と日本海の高浜環境の活用を図ることにより、市民に憩いの場を提供し、健康の増進と福祉の向上に資するため、新潟市海辺の森(以下「海辺の森」という。)を新潟市北区島見町1番135に設置する。

(施設)

第2条 海辺の森に設ける施設は、次のとおりとする。

- (1) 展望塔
- (2) 遊歩道
- (3) キャンプ場

ア テントサイト

イ 炊事棟

ウ つどいのホール

エ 談話室

オ 温水シャワー

(キャンプ場の利用期間等)

第2条の2 キャンプ場の利用期間は、4月29日から10月31日までとする。

2 キャンプ場の利用時間(第5条第2項の規定によりキャンプ場の利用の許可を受けたものが利用できる時間をいう。)は、次の表に定めるものとする。

区分	利用時間
テントサイト 炊事棟	(1) 宿泊（1泊）に係る利用にあつては、午前9時から翌日の午前9時まで又は午後4時から翌日の午後4時まで。 (2) 日帰りに係る利用にあつては、午前9時から午後4時まで。
つどいのホール 談話室 温水シャワー	午前9時から午後9時まで。ただし、テントサイトに宿泊利用者がいないときは、午後5時まで。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、指定管理者からの申出等により必要があると認めるときは、利用期間及び利用時間を変更し、又は臨時に利用しないことができる。

4 市長及び指定管理者は、前項の規定により利用期間及び利用時間を変更等する場合は、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(行為の禁止)

第3条 海辺の森において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項又は第2項に係るものについては、この限りでない。

- (1) 海辺の森を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 立木を伐採し、若しくは損傷し、家畜を放牧し、又は下草、落葉若しくは落枝を採取すること。
- (3) 土砂若しくは樹根を採掘し、開墾し、又は土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 指定された以外の場所で火気を扱うこと。
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告をすること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。

(8) 指定された以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めおくこと。

(9) 指定された以外の場所でテントを設営すること。

(10) 他の者に迷惑となる行為をすること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が海辺の森の管理上支障があると認める行為をすること。

(行為の制限)

第4条 海辺の森において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画の撮影をすること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しにより、海辺の森の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の行為の許可を受けたもの(以下「行為者」という。)がその許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長の変更の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項に掲げる行為が、市民の海辺の森の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

(利用の許可)

第5条 キャンプ場を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 キャンプ場の利用の許可を受けたもの(以下「キャンプ場利用者」という。)がその許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長の変更の許可を受けなければならない。

(利用取消しの申出)

第6条 行為者又はキャンプ場利用者は、その利用を取り消そうとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可外の利用の禁止)

第7条 行為者又はキャンプ場利用者は、その許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(許可の条件)

第8条 市長は、この条例の規定による許可に海辺の森の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号の一に該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは海辺の森からの退去を命じることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの。

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反しているもの。

(3) 偽りその他不正手段により許可を受けたもの。

2 市長は、海辺の森の管理上特に必要があると認める場合は、海辺の森を利用するもの(以下「利用者等」という。)に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

第10条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状を回復しなければならない。

(1) 第4条第1項の許可を受けてする同項に規定する行為を終了した場合

(2) 第5条の許可を受けてするキャンプ場の利用を終了した場合

(3) この条例の規定による許可を取り消された場合

(4) 行為の中止を命ぜられた場合

(5) 海辺の森からの撤去を命ぜられた場合

(損害賠償)

第11条 利用者等は、施設及び設備を損傷し、又は亡失した場合は、その損害額を賠償

しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、海辺の森の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に海辺の森の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手續)

第13条 海辺の森の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、海辺の森の指定管理者として指定するものとする。

(1) 海辺の森の平等利用が確保されること。

(2) 海辺の森の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) この条例の規定による許可に関する業務

(2) 第9条の規定による退去等の命令に関する業務

(3) 第10条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務

(4) 海辺の森の施設、設備、樹木等の維持管理に関する業務

(5) その他海辺の森の管理上、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第15条 行為者は第4条第1項に掲げる行為の実施について、キャンプ場利用者はキャ

ンプ場の利用について、それぞれに係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
(利用料金の免除)

第16条 指定管理者は、特別の理由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の免除及び還付の基準)

第18条 第16条の規定による免除及び前条ただし書の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(秘密を守る義務)

第19条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第20条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号の規定は、平成10年7月1日から施行する。

(財団法人新潟市都市緑化推進協会の解散に伴う特例)

- 2 財団法人新潟市都市緑化推進協会が、解散する際に指定管理者として管理している施設については、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に限り、第16条の規定にかかわらず、同条第2項の基準に適合すると市長が認めるものを指定管理者として指定し、管理を行わせることができる。

附 則(平成17年条例第62号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市海辺の森条例の規定により最初に指定管理者の指定をする場合においては、市長は、改正後の第16条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に改正前の第15条の規定により管理に関する事務を委託しているもの(以下「受託者」という。)から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、受託者が海辺の森の設置の目的を効果的に達成することができると認めるときは、受託者を指定管理者として指定することができる。

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年7月8日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 キャンプ場の利用期間及び利用時間を変更する行為、利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の新潟市海辺の森条例(以下「新条例」という。)の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 新条例第15条の規定は、施行日以後の行為の実施及び利用について適用し、施行日前の行為の実施及び利用については、なお従前の例による。

別表第1(第15条関係)

行為の区分	単位	利用料金の上限額(円)
行商	1日	100
業として行う写真、映画撮影又は興行	1月	1,600
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1日1平方メートル	10

備考

- 1 利用料金の上限額が月額で定められている場合に係る利用期間に1月未満の端数があるときは、その端数の日は1月として計算する。
- 2 利用料金の上限額が面積で定められている場合に係る利用面積1平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積は1平方メートルとして計算する。
- 3 行為者が許可を受けた事項を行うことについて、特別に、電気、ガス、水道、冷

暖房又は電話を利用した場合は、これらの実費を徴収することができる。

別表第2（第15条関係）

キャンプ場の利用区分			利用料金の上限額 (円)
テントサイト（通常期）	1区画	1泊につき	2,000
		日帰りにつき	1,000
テントサイト（繁忙期）	1区画	1泊につき	4,000
		日帰りにつき	2,000
常設テントサイト（通常期）	1区画	1泊につき	3,500
		日帰りにつき	2,500
常設テントサイト（繁忙期）	1区画	1泊につき	5,500
		日帰りにつき	3,500
入場料	1人	1泊につき	400
		日帰りにつき	200
つどいのホール(専用利用する場合に限る。)	1回につき		1,000
談話室(専用利用する場合に限る。)	1回につき		500
温水シャワー	1回につき		100

備考

- 「繁忙期」とは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日並びに4月29日から5月10日まで、7月25日から8月25日まで及び9月15日から9月25日までの期間をいい、「通常期」とは繁忙期

以外の期間をいう。

- 2 「常設テントサイト」とは、常設テントを設置したテントサイトをいう。
- 3 入場料は、テントサイト（常設テントサイトを含む。）の利用の許可を受け、当該テントサイトを利用しようとする者から徴収する。
- 4 「1回」（温水シャワーを除く。）とは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までをいう。
- 5 常設テント以外のテント、鍋等の貸出物品に係る利用料金の上限額については、実費等を勘案して市長が別に定める。

○新潟市海辺の森条例施行規則

平成10年3月31日規則第35号

改正 平成16年3月24日規則第9号

平成17年7月1日規則第181号

平成19年3月30日規則第61号

令和6年7月8日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市海辺の森条例(平成10年新潟市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(行為の許可申請等)

第3条 条例第4条第1項の許可を受けようとするものは指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、利用する日の15日前までに指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 条例第4条第2項の規定により、行為の許可を受けた事項を変更しようとするもの又は条例第6条の規定により、利用の取消しの申出をしようとするものは、指定管理者が定める書類を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可申請等)

第4条 条例第5条第1項の規定によりキャンプ場の利用の許可を受けようとするものは、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、利用する日の7日前までに指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 条例第5条第2項の規定により、キャンプ場の利用の許可を受けた事項を変更しようとするもの又は条例第6条の規定により、利用の取消しの申出をしようとするものは、

指定管理者が定める書類を指定管理者に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第5条 指定管理者は、新潟市海辺の森(以下「海辺の森」という。)の行為又はキャンプ場の利用を許可する場合は、指定管理者が定める許可書を交付する。海辺の森の行為又はキャンプ場の利用の変更の許可をする場合も、同様とする。

(許可書の提示)

第6条 条例第4条第1項の行為の許可(変更の許可を含む。)を受けたもの(以下「行為者」という。)又は条例第5条第1項のキャンプ場の利用の許可(変更の許可を含む。)を受けたもの(以下「キャンプ場利用者」という。)は、海辺の森の係員から請求があった場合は、その許可書(変更の許可を受けたものにあつては変更の許可書)を係員に提示しなければならない。

(届出)

第7条 海辺の森を利用するもの(以下「利用者等」という。)は、次の各号の一に該当する場合は、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- (1) 行為及びキャンプ場の利用を終了した場合
- (2) 海辺の森の施設又は設備を損傷し、又は亡失した場合
- (3) 海辺の森において災害その他事故が発生した場合

(貸出物品の利用料金)

第8条 条例別表第2備考5に規定する実費等を勘案して市長が別に定める貸出物品に係る利用料金の上限額は、別表に掲げるとおりとする。

(指定管理者の指定の申請)

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第13条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
- (その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、第2条の規定は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

附 則(平成17年規則第181号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第61号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市海辺の森条例施行規則の規定（改正後の第9条及び別記様式の規定を

除く。)は、この規則の施行の日以後の行為の実施及び利用について適用し、同日前の行為の実施及び利用については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

区分		利用料金の上限額(円)
テント	1泊	1張につき 900
タープ	1泊	1張につき 500
大鍋	1泊	1個につき 300
飯ごう	1泊	1個につき 100
調理セット	1泊	1セットにつき 400
鉄板セット	1泊	1セットにつき 200

別記様式(第9条関係)

新潟市海辺の森指定管理者指定申請書	
年 月 日	
(宛先)新潟市長	
所在地	
申請者 名称及び代表者の氏名	
電話番号	
新潟市海辺の森の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	